

スポーツエールカンパニー2021募集要項

1. 事業の趣旨

日頃より「スポーツ」に親しみ「スポーツ」を習慣化することは、単に個々人がその楽しさを享受するだけではなく、国民全体の健康寿命の延伸に寄与するという社会的な便益をもたらすものとして、今日強く期待されています。このため、スポーツ庁では国民のスポーツ実施率向上に向けて「Sport in Life プロジェクト」に取り組み、その趣旨に賛同する地方自治体やスポーツ団体、経済団体、企業等と連携・協働してコンソーシアムを形成して、多様な形で国民へ広くスポーツ機会の提供を推進しています。

現在、成人の週1回以上のスポーツ実施率は53.6%にとどまっており、特に、20代から50代のスポーツ実施率が平均より低くなっています。このため、これらの“働き盛り世代”が一日の大半を過ごす職場において、スポーツに親しむきっかけづくりを進めていくことが重要です。

そこで、スポーツ庁では、従業員の健康増進のためにスポーツ活動の支援や促進に向けた積極的な取組を実施している企業を「スポーツエールカンパニー」として認定します。認定された企業の取組を広く周知することで、他企業への横展開を促し、ビジネスパーソンのスポーツ実施率の向上を目指すとともに、従業員の健康管理を考え戦略的に取り組んでいる企業の社会的評価の向上を図ります。

2. 申請対象

国内に本社又は事業所が所在し、本制度に係る申請書提出時に、Sport in Life コンソーシアムに加盟申請をしている企業を対象とします（同時提出可）。

本制度における「企業」とは、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等を含むものとします。

※Sport in Life コンソーシアム加盟申請方法 <https://sportinlife.go.jp/#a01>

3. 申請について

別紙様式に必要事項を記入の上、申請を行っていただきます。

4. 認定要件

本制度に申請を行い、「スポーツエールカンパニー」として認定されるためには、従業員が行うスポーツ活動に対する支援や促進に向けた取組を実施している企業であり、その取組及び企業が以下の（1）～（6）を全て満たす必要があります。

- （1）取組の対象が特定の従業員にとどまらず、企業、事業所等全体で推進している取組であること

- (2) 経営者等の理解を得て、企業、事業所等内部の取組が明確化されていること
- (3) 取組が企業、事業所等内部において周知されており、取組実績があること
- (4) 実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
- (5) 労働関係法令等が遵守されていること
- (6) 暴力団及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと

なお、財務状況の極度の悪化、金融商品取引法等における重大な法令違反、役職員による犯罪行為等、社会通念上、認定にふさわしくない企業であると判断された場合は、

(1) ～ (6) の条件を満たしていても、認定を受けられない場合があります。

想定される取組としては、以下のような例が挙げられます。

- ・ 朝や就業中の体操・ストレッチ時間の設定など従業員への運動機会の提供
- ・ 階段利用の推進や徒歩通勤、自転車通勤の推奨など通勤時の奨励策
- ・ スタンディングミーティング、スタンディングワークの実施
- ・ 終業後、休日などの地域のスポーツイベントや企業運動会への参加
- ・ その他、従業員自身のスポーツ活動実践に資する取組

(注意事項)

スポーツエールカンパニーの認定は、従業員自身のスポーツ活動実践に資する取組が対象となります。従業員のスポーツ観戦を支援する取組や、スポーツ団体やアスリート大会を支援している等の取組については対象となりませんので、御注意ください。

5. 申請先等

(1) 申請書類の提出先

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1

株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門内

Sport in Life 運営事務局スポーツエールカンパニー担当

※申請書類は郵送の上、併せて電子データ（押印無し）でも御提出ください。

メールを送付する際は、件名に「【スポーツエールカンパニー認定/●●株式会社】申請書の送付」と御記載ください

(メールアドレス：200010-sportsyell@ml.jri.co.jp)

(2) 提出する書類

下記の用紙に必要事項を記入してください。

- ① スポーツエールカンパニー認定申請書兼要件該当申告書

② 別記様式（取組内容に関する事項）

※取組内容が分かる社内資料（研修資料、社内アンケート、写真等）があれば、可能な限り添付してください。

※提出された取組紹介文や写真等については、企業認定発表の際や取組事例としてスポーツ庁 HP 等での使用が可能なものとします。

6. 提出期限

2020年11月30日（月）

7. 認定審査について

スポーツエールカンパニー認定制度実施要項及び実施細則に基づき審査を行い、委員会の意見を踏まえ、「スポーツエールカンパニー2021」として認定します。認定企業の決定は1月下旬の予定です（認定期間は2021年12月まで）。

※審査にあたり、追加資料の提出、説明及びヒアリング等を依頼する場合があります。

※審査の経緯や内容は非公開とします。お問合せいただいても一切お答えできません。

※申請書類の記載内容が事実と異なっていることが判明した場合は、発表後であっても認定を取り消し、又は留保します。

8. スポーツエールカンパニーの公表等

スポーツエールカンパニーの企業名をスポーツ庁ホームページ等において公表し、認定証と認定マーク等を交付します。

※認定証は「スポーツエールカンパニー認定申請書兼要件該当申告書」に記載された内容で交付します。再交付は難しい場合がありますので、名称、住所等に誤りの無いよう御注意ください。

9. その他

(1) 申請書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を順守します。

(2) 御提出いただいた個人情報は、株式会社日本総合研究所がスポーツ庁健康スポーツ課との委託契約に基づき保管・利用等を行います。

(3) 認定後、スポーツエールカンパニー認定制度やスポーツ実施による企業及びその従業員への効果に関するアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合がありますので、御協力ください。

(4) 認定の根拠となった取組及びスポーツエールカンパニー認定の事実について、積極的な情報発信に努めてください。

(5) 今後、連続して5年以上認定を受けた企業について特別企業として認定する制度を創設する予定です。

10. 問合せ

(1) Sport in Life コンソーシアム／スポーツエールカンパニー申請に関する問合せ

Sport in Life 運営事務局スポーツエールカンパニー担当

200010-sportsyell@ml.jri.co.jp

(2) スポーツエールカンパニー認定制度に関する問合せ

スポーツ庁健康スポーツ課 kensport@mext.go.jp